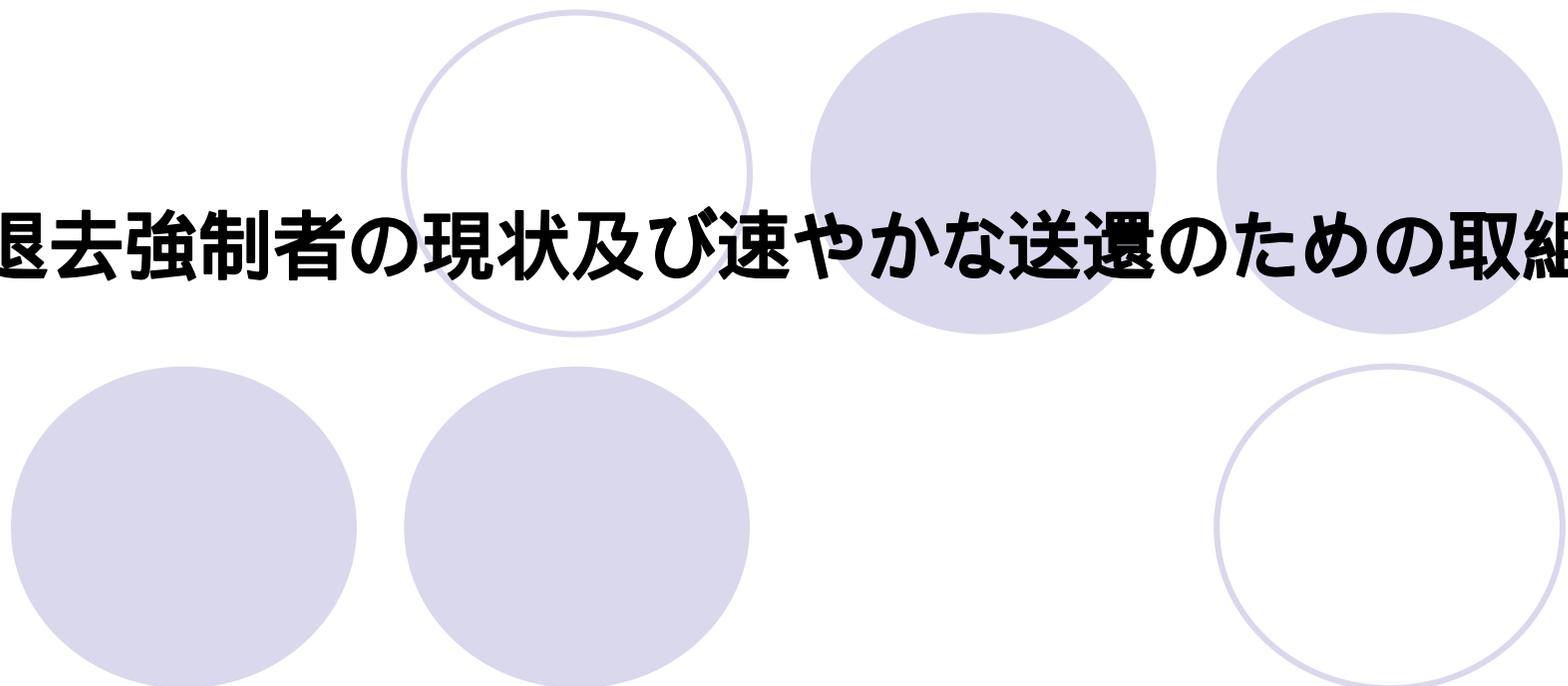


不法滞在外国人縮減のための取組について



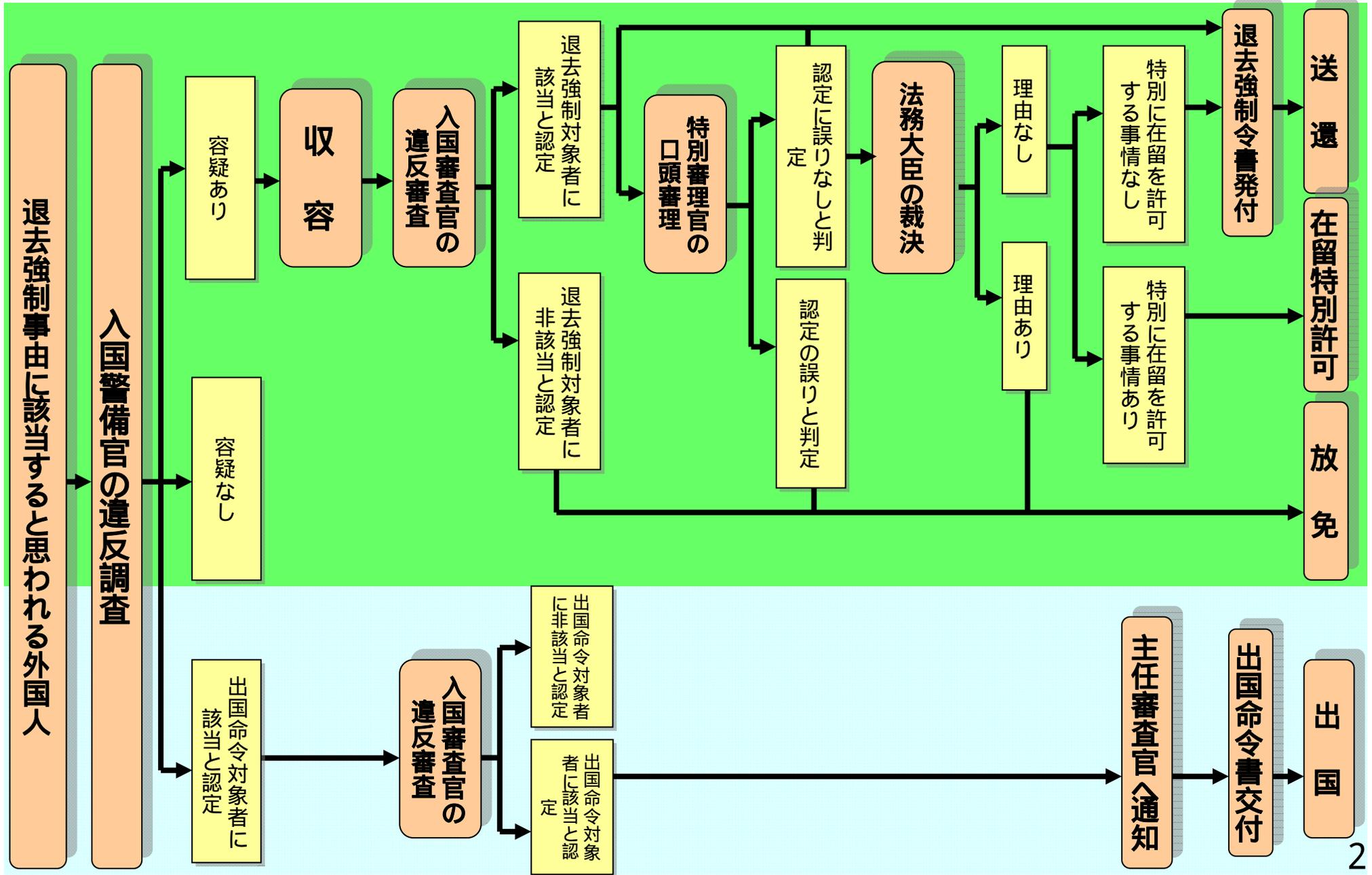
平成25年12月

法務省入国管理局



被退去強制者の現状及び速やかな送還のための取組

退去強制手続の流れ



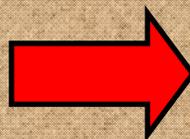
在留特別許可等件数の推移等

	平20年	平21年	平22年	平23年	平24年
在留特別許可となった件数	8,522	4,643	6,359	6,879	5,336
退去強制令書発付件数 (在留特別許可とならなかった件数)	2,071	1,987	1,748	1,561	1,551
(参考：引渡し・引継ぎ件数) 〔 帰国希望事案も含む 〕	39,382	32,661	24,213	20,659	15,178

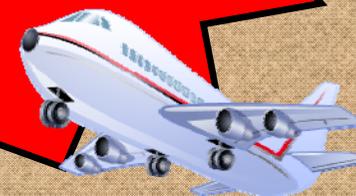
注：本表は法務大臣（権限委任された地方入国管理局長）の裁決まで至った者を対象としたものである。

在留特別許可の許否判断に当たっては、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、素行、内外の諸情勢その他諸般の事情に加え、人道的配慮の必要性等を含めて総合的に判断している。

在留特別許可すべきものは許可している。



送還対象となるのは退去強制令書が発付され、退去が決定したものの。



送還者数・国費送還者数の推移

送 還 者 数 の 推 移

区分	平20年	平21年	平22年	平23年	平24年	平成25年 10月末
自費出国	23,093	17,569	12,812	8,379	6,170	4,416
59条送還	407	200	106	86	78	33
国費送還	383	438	291	231	191	252
国際受刑者移送	48	34	15	25	20	21
計	23,931	18,241	13,224	8,721	6,459	4,722

国 費 送 還 者 数 の 推 移

区分		平20年	平21年	平22年	平23年	平24年	平成25年 10月末
護送官付き 個別送還	帰国希望	11	16	5	7	11	2
	送還忌避	41	64	18	0	0	27
護送官付き チャーター機送還	帰国希望	0	0	0	0	0	0
	送還忌避	0	0	0	0	0	75
護送官なし	帰国希望	212	251	254	224	180	148
	送還忌避	119	107	14	0	0	0
計		383	438	291	231	191	252

問題：長期被収容者の増加

3センター：長期被収容者数（退去強制令書発付後に継続して6月以上収容されている者）の推移

区分（収容期間）	平20年末	平21年末	平22年末	平23年末	平24年末	平成25年 10月末
6月以上1年未満	134	130	122	99	212	124
1年以上1年6月未満	32	80	25	41	108	63
1年6月以上2年未満	2	22	3	9	21	40
2年以上	1	12	7	5	12	33
計	169	244	157	154	353	260



【3センターの外部病院連行件数】

平成20年 266件
 平成24年 476件
 平成25年1月～10月末（速報値）
 935件

投薬業務の増加・用法の複雑化等による投薬業務の煩雑化

【処遇業務の困難化】

3センターにおける被収容者の集団示威行動
 平成25年1月～9月末 ... 10件

帰室拒否9件・官給食摂食拒否1件
 全官署では47件

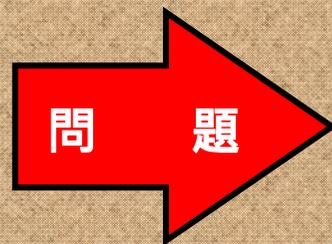
3センターで発生した被収容者による職員への暴行
 平成25年1月～10月末 ... 2件

全官署では4件

問題：退令仮放免者の増加

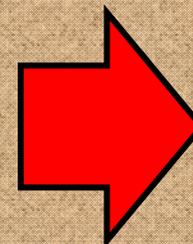
退令仮放免者数の推移

	平20年末	平21年末	平22年末	平23年末	平24年末	平成25年 10月末
退令仮放免者数	1,289	1,336	1,618	2,002	2,645	3,212



実質的な在留実績の構築

送還忌避への更なる固執化



更なる送還
の困難化

送還忌避者の護送官付き国費送還の実施

【個別送還】

平成25年1月29日から同年11月15日までの実施件数・対象人数

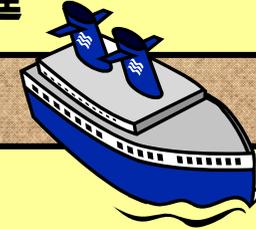
	実施件数	対象人数	性別	
			男性	女性
フィリピン	9	9	7	2
タイ	8	10	8	2
中国	5	5	2	3
韓国	2	2	1	1
インドネシア	1	1	1	0
マレーシア	1	1	0	1
ドイツ	1	1	1	0
計	27	29	20	9

【チャーター機送還】

- 平成25年7月6日（土）、フィリピン人の送還忌避者75人を民間チャーター機により本国へ送還
- チャーター機に医師・看護師・通訳などを同乗させるなど、安全・確実な護送・送還を実施

速やかな送還のための取組

個別的な送還忌避者の護送官付き国費送還の実施・推進



チャーター機による送還忌避者の国費送還の継続実施



安全・確実な送還忌避者の送還に必要な護送・送還訓練の継続実施

送還促進を目的とする退令仮放免者の動静監視・実態把握の強化



IOM（国際移住機関）による帰還支援プログラムの実施



一部の駐日外国公館による帰国に向けたカウンセリングへの協力



課 題



難民認定手続中・訴訟中の者 (平成25年10月末時点)
[本表で「手続」とは難民認定手続中・訴訟中をいう。同時に行っている者は1人として計上]

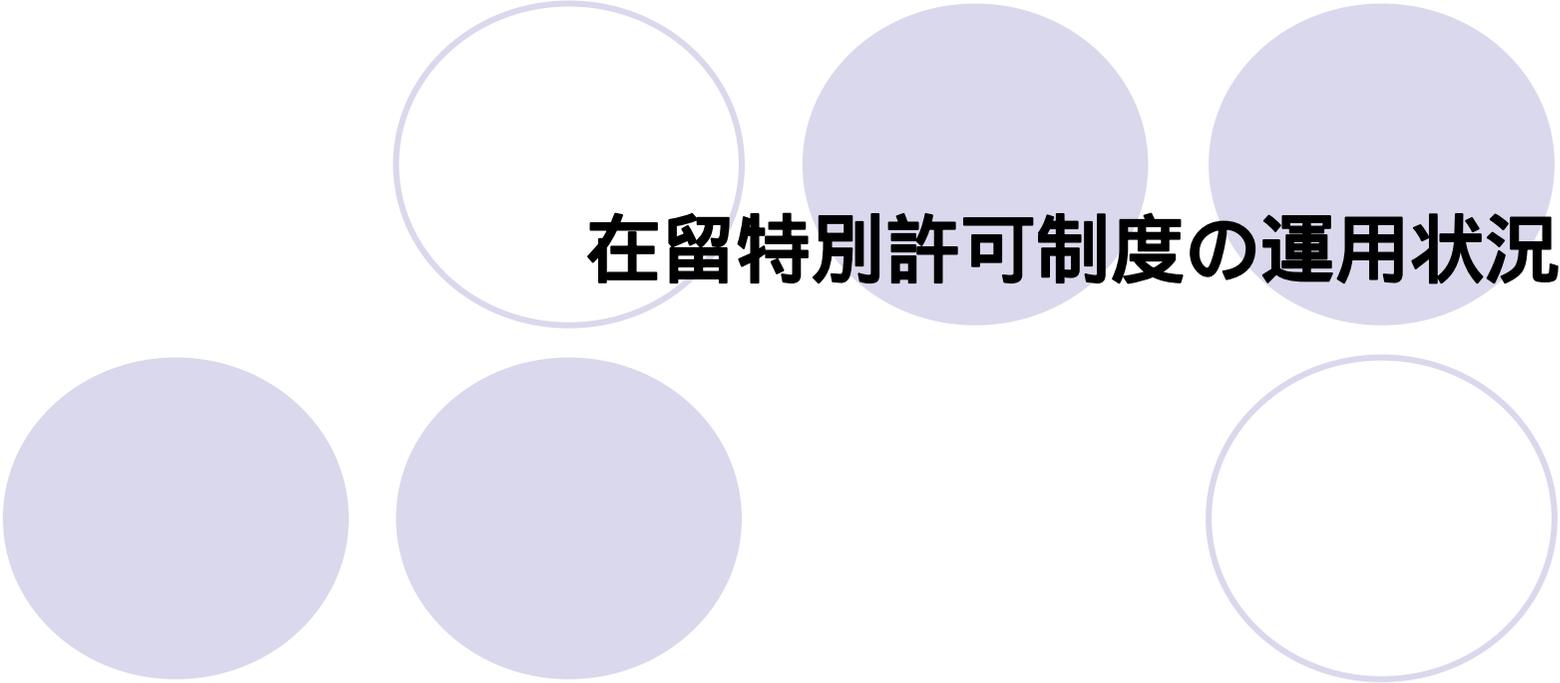
全官署・退令仮放免者		3センター・6月超え被收容者	
		総数	手続中
1	ミャンマー	367	343
2	スリランカ	284	252
3	トルコ	237	228
4	フィリピン	506	161
5	パキスタン	152	122
その他		1,666	963
計		3,212	2,069

全官署・被收容者の難民認定手続状況 (平成25年9月末時点)

全官署総数	難民申請中	構成比
919	254	27.6%

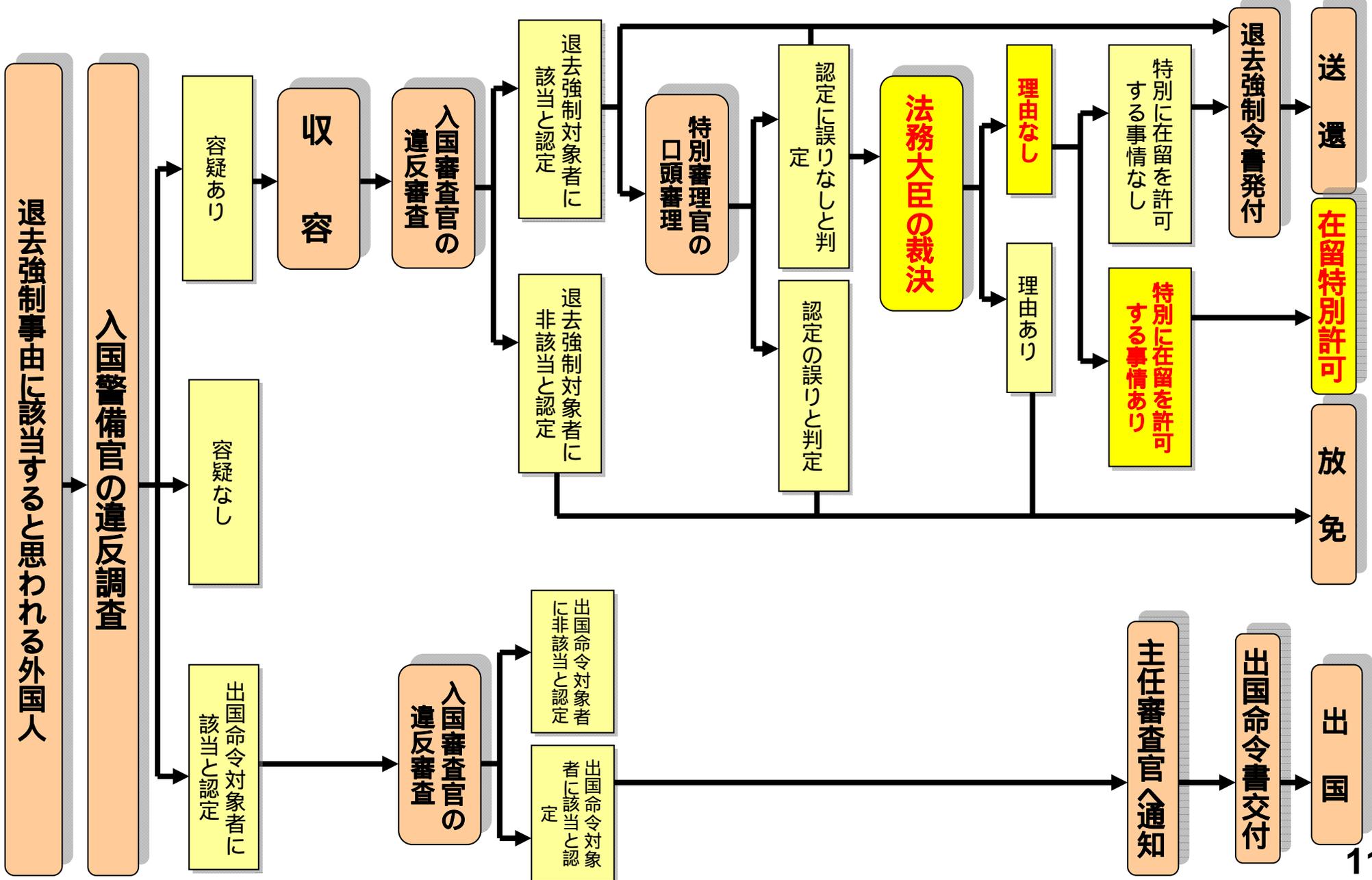
申請時期
※7割弱が退令発付後

收容前	收容中	退令発付後
15	71	168
6%	28%	66%



在留特別許可制度の運用状況

退去強制手続の流れ



入管法第50条

法務大臣は、前条第3項の裁決に当たって、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該容疑者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

- 一 永住許可を受けているとき。
- 二 かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。
- 三 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。
- 四 その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき。

以下略

制 度

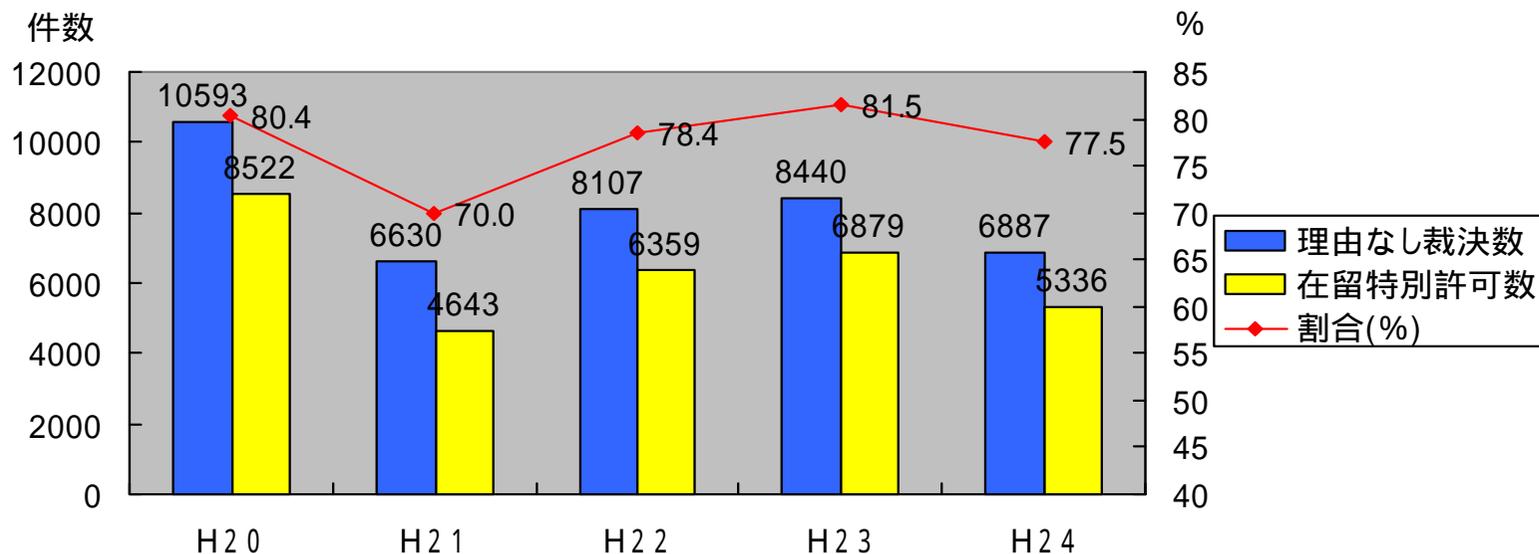
入管法第50条に基づき、法務大臣は、異議の申出に理由がないと認める場合でも容疑者に特別の事情があると認めるときは、その者の在留を特別に許可することができるという制度

許否判断

本来、退去強制されるべき者に対する法務大臣の恩恵的措置であり、その許否の判断は、法務大臣の裁量に基づき個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配慮の必要性、更には我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案して行っている。

在留特別許可数の推移等

理由なし裁決数と在留特別許可数及びその比率



	H20	H21	H22	H23	H24
違反審査受理数	43,073	34,247	25,731	21,584	16,103
口頭審理受理数	11,247	7,607	8,777	9,286	7,755
理由あり裁決数	3	1	0	7	2
理由なし裁決数	10,593	6,630	8,107	8,440	6,887
(在留特別許可数)	8,522	4,643	6,359	6,879	5,336
(退去強制令書発付数)	2,071	1,987	1,748	1,561	1,551
(出国命令書交付数)	0	0	0	0	0

【在留特別許可】

主な在留資格

- ・日本人の配偶者等
- ・永住者の配偶者等
- ・定住者

主な国籍

フィリピン，中国，韓国

ガイドライン

透明性・公平性を向上させることを指向して，平成18年10月に策定され，平成21年7月に改訂

【内容】

基本的な考え方

許否判断に係る考慮事項

主な例

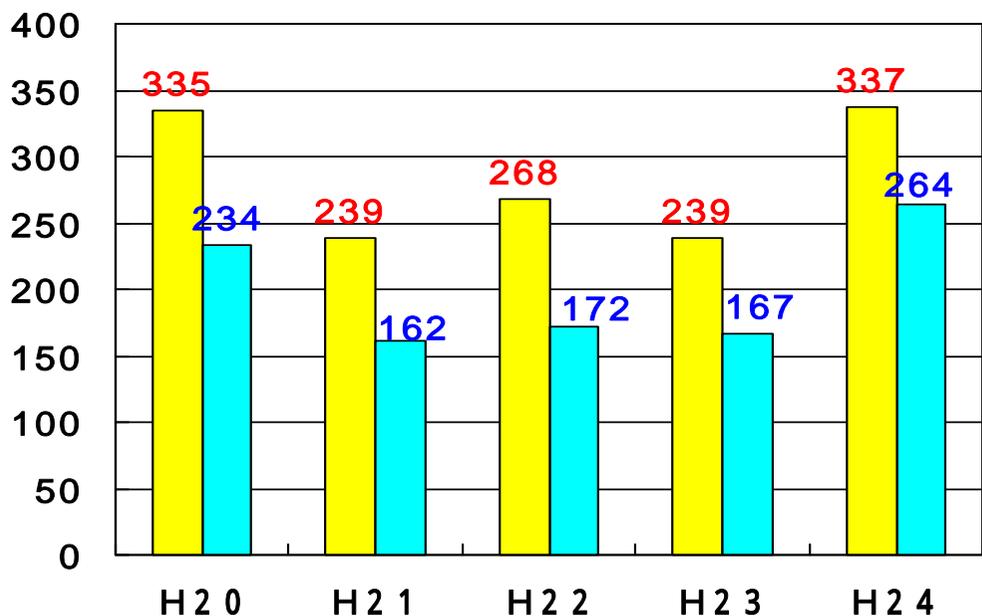
事例公表

透明性を高めるため，平成16年以降，毎年，在留特別許可の許否判断に係る具体的な事例を公表

訴 訟

入管関係訴訟受理数

受理数



■ 入管関係訴訟受理数 ■ 退去強制手続関係訴訟受理数

	20年	21年	22年	23年	24年
入管関係訴訟受理数	335	239	268	239	337
退去強制手続関係訴訟受理数	234	162	172	167	264

退去強制関係訴訟受理数は、入管関係訴訟受理数の内数である。

【主な退去強制手続関係訴訟】

- ・ 退去強制令書発付処分取消訴訟
- ・ 退去強制令書発付処分無効確認訴訟
- ・ 在留特別許可義務付け訴訟
- ・ 裁決無効確認訴訟
- ・ 仮放免不許可処分取消訴訟 等

【判決状況】

平成25年1月～10月

入管関係訴訟判決数 474件

うち国敗訴訟判決数 4件

いずれも

退去強制手続関係訴訟

高裁 2件(確定)

地裁 2件(確定)

判 決

判決1（ガイドライン）（国勝訴）

平成21年12月10日 大阪高裁 退去強制令書発付処分取消等請求

・・・「『在留特別許可方向』で検討する例」に該当するからといって必ず在留特別許可をすべきである旨定めているわけではないことは、本件ガイドライン自体から明らかであり、在留特別許可の許否の判断の際の考慮事項を例示して検討の方向を示すことによって、在留特別許可の運用の透明性を向上させようとしたものと認められる。したがって、本件ガイドラインは、在留特別許可を付与するか否かの判断における法務大臣等の裁量権の範囲を制限するものでも、在留特別許可の判断基準を定めたものでもないというべきである。

判決2（連れ子及び実子）（国敗訴）

平成25年7月18日 名古屋地裁 退去強制令書等取消請求

原告とA（妻）との婚姻関係やB（実子）との家族関係は、一般的には、永住許可を受けた外国人と本邦とのつながりが日本人や特別永住者の場合と比して希薄であることや、原告とAの婚姻やBの出生が原告の不法残留の上に築かれたものであることを十分考慮してみても、なお、原告に対する在留特別許可の許否の判断に当たって積極的に考慮すべき事情に当たるといえるべきである。日本国籍を有するC（連れ子）にとって、実父であるD（Aの元夫）やその両親らとの面接交渉を保つのが困難なフィリピンでの生活を余儀なくされるのは、著しく酷な結果であるといわざるを得ない。本件においては、原告と妻Aとの関係は、Aが日本人の実父であるDとの間を行き来しているCを養育していることも踏まえた上で、原告に在留特別許可を与えるべき事情として積極的に考慮すべきものといえることができる。

判決3（連れ子）（一審，国敗訴）

平成22年4月15日 大阪地裁 退去強制令書発付処分取消等請求

原告が同居する家族は，妻E（永住者），実子F（永住者）及びEの連れ子であるGであるところ，Gは日本国籍を有する者であり，EやFとは区別して検討する必要がある。本件裁判当時，Gは小学4年生（9歳）であって，母Eの養育を受けており，ペルーとは短期間滞在した程度の結び付きしかなく，同国での生活を望まず，本邦で生活することを望んでいるというのである。仮に，Eが原告とともにペルーに帰国せざるを得ないこととなれば，Gは，その意思に反してペルーでの生活を強いられるところ，日本国籍を有するGについてそのような結果を甘受させることは，著しく妥当性を欠くといわざるを得ない。・・・原告とEとの関係についての検討も，Gに与える影響を踏まえない不十分なもので，その評価も軽きに過ぎ，評価として明白に合理性を欠いているといわざるを得ない。平成4年以降15年以上にわたり日本国内でそれなりに安定した生活を営んできた原告についていえば，外国人登録の懈怠や居住地に係る虚偽の申請があることをもって直ちに在留の可否に結びつく事情とみるのは相当でない。

判 決

判決3（連れ子）（二審，国勝訴）

平成23年2月3日 大阪高裁 退去強制令書発付処分取消等請求

本件裁決当時，Gは小学校4年生であって，Eの養育を受けており，ペルーとは短期間滞在した程度の結びつきしかなく，同国での生活を望まず，本邦で生活することを望んでいるというのであるが，Eは本邦で永住者としての在留資格を有しており，被控訴人が退去強制になったとしても，E，G及びFがペルーでの生活を余儀なくされるわけではなく，Eが本邦で稼働あるいは生活保護を受けるなどしてG及びFと生活していくことも十分可能であると考えられる。また，被控訴人がペルーに送還された場合，同人が経済上重大な不利益を被るような事情は証拠上窺えず，同国で就労した上，Eに送金することも可能と考えられる・・・Gに対しては，実父からの援助も，これまでの関係に照らし期待できないわけではない。

以上の点に照らせば，Gと被控訴人との関係を，法に基づく法務大臣の裁量権の行使において，在留させることが望ましい事情として重視しなければならない理由は乏しいというべきである。

○判決4（裁決の撤回）（国敗訴）

平成25年10月3日 名古屋地裁 退去強制令書処分撤回義務付け等請求

・・・そして、異議の申出が理由がないとの裁決がされた後、裁決後に生じた事情の変化を受けて、上記裁決の撤回を行うか否かの判断は、前記アの在留特別許可をするか否かの判断と同様の法的性質を有しているだけではなく、適法に行われた裁決を事後的に生じた事情により撤回するという行為の性質上、在留特別許可をするか否かの判断よりも更に広範な裁量に委ねられているものと解するのが相当である。

・・・本件においては、異議棄却裁決の後、原告子が日本人女性であるHと婚姻し、原告母の夫である日本人男性Iとも養子縁組し、その援助を受けながら高校に進学して勉学中であることは、当該裁決を撤回するかどうかの判断に当たって積極的に評価すべき後発的事情であるところ、9歳で来日した後、一度も帰国せずに約13年間にわたって本邦に在留して日本語による教育を受け、共通語である北京語を全く話すことができない原告子にとって、中国で自立して生活していく目処を立てるのは容易ではなく、また、原告子が、自らの意思や判断に基づき不法残留や仮放免中の逃亡という途を選択したものではないにもかかわらず、真摯な意思をもって婚姻生活を営んでいるHと、日本と中国に分かれて別々に生活することを余儀なくされ、志半ばで学業を断念せざるを得なくなるのは、あまりにも条理に悖るものといわざるを得ない。

在留外国人に対する支援を行っている団体①

- ガイドラインの消極要素にこだわることなくできるだけ幅広く在留を認めてほしい
- 難民認定申請者で仮滞在許可あるいは仮放免許可を受けている人には人道配慮の在留を認めてほしい
- 仮放免許可を受けている人には、人道的見地を重視した
在留を認めてほしい
- 安定して日本社会に暮らしている非正規滞在者には、できるだけ幅広く在留を認めてほしい

在留外国人に対する支援を行っている団体②

- 日本で生まれた子どもを持つ非正規滞在外国人家族に在留を認めてほしい
- 日本人又は永住者の配偶者の非正規滞在外国人に在留を認めてほしい
- 20年以上滞在する単身者の非正規滞在外国人に在留を認めてほしい
- 日本社会への定着性を評価してほしい